

令和 6 年度
(2024 年度)

内部統制評価報告書審査意見書



ASAHIKAWA
CITY

旭川市監査委員

旭監第56号
令和7年9月10日

旭川市長 今津 寛介様

旭川市監査委員	大鷹 明
旭川市監査委員	坪沼 一成
旭川市監査委員	中野 寛幸
旭川市監査委員	高木 啓尊

令和6年度旭川市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和6年度旭川市内部統制評価報告書について旭川市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和6年度旭川市内部統制評価報告書

2 審査の期間

令和7年6月13日から令和7年8月7日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、内部統制評価報告書について評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかを検証するために、旭川市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要な手続を選定し、関係書類の照合や質問を行ったほか、その他の監査等において得られた知見を利用するなど審査の充実を期した。

4 審査の結果

令和6年度旭川市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

A